

No.	分類	ご質問内容	回答
1	事業内容全般について	本件の対象としてはどのような日本語教育機関を想定されているのでしょうか。	認定日本語教育機関を含め、今後(令和10年度までに)認定日本語教育機関の申請を検討している日本語教育機関を対象としています。また、そのような機関と連携する民間事業者等も申請することができます。(就労分野、生活分野、留学分野等は問いません。)
2	事業内容全般について	①留学分野でも可能とのことですが、進学コースのみの場合、たとえば進学先の専門学校や大学と連携して応募するという理解でよろしいでしょうか。 ②認定校になった場合、認定の教育課程は完成年度まで変更できませんが、「(認定課程での変更も)評価・手法などなら可能」とのことでした。成果を活用する場合、何をどこまで改善して使用してもいいのか、具体的な例でお示しいただけますか。 ③「多様なニーズに対し…」ということですが、就労分野の「ニーズ」としては、日本語能力試験や技能試験等の「試験対策」が出てくるのではないかと予想されます。今回の公募において「就労での認定取得予定」を想定して申請する場合、「文科省の課程編成の方針」に沿って、「日本語教育の参照枠」(行動中心アプローチ等)によるカリキュラム編成を意識する必要がありますか。それとも、もっと自由な発想で、「特定技能2号合格コース」「介護国家試験合格コース」「JLPT N3」等で、時間数も自由に設定できると考えてかまいませんか。	①本事業の目的は出口志向のカリキュラムデザインと教育改善であり、連携先として進学先である専門学校や大学も想定されます。 ②認定日本語教育機関としての課程において、変更等が加えられる場合は、認定日本語教育機関の運用に即して変更等に対応していただきます。真に変更を加えると判断される場合は、別途文部科学省にご相談ください。 ③「日本語教育の参照枠」を意識しつつ、様々なモデル構成に取り組んでいただきます。就労に限らず、学習の成果を図るため、民間の試験等を活用することは十分に考えられることですが、本事業は出口志向のカリキュラム編成及びその過程のモデルを創出することを趣旨としています。その趣旨を考慮して、真に本事業で編成されるカリキュラムが目指す到達目標として適切かをご確認ください。また、時間数は到達目標・内容に適していれば制限はありません。
3	事業内容全般について	公募条件①について例えば申請主体は専修学校の中の「認定日本語教育機関」であるく日本語学科>で、実際に取り組みを進めるのは<専門課程(非認定日本語教育機関)>のような形は可能でしょうか。(連携先が「認定日本語教育機関」ではありません)	公募条件①に関しては、「機関」を公募条件としているので、ご質問のような形でも応募自体は可能です。
4	事業内容全般について	地域日本語教育の実施を目的とした取組を実施しています。その中では、日本語がほとんどできない地域住民である外国人を対象とした初期段階の日本語教育を目的とした「初期日本語教室」の重要性が増しており、本事業において応募できないか検討しています。こうした生活分野における特定のレベルのみを対象とした取組でも対象となるのでしょうか。	地域日本語教育を目的とした初期日本語教室の実施についても、本事業の趣旨・目的に合致している場合には、実施可能です。レベルは問いません。本事業の目的との関連性(例:就労に必要な日本語能力の習得支援、地域社会への定着促進等)を明確にし、事業計画を申請いただくようご注意ください。また、事業内容、事業規模(予算規模)のバランスが適したものになっているかについても確認します。
5	事業内容全般について	採択結果は、第1回、第2回目を合わせて、9月以降に通知されるのでしょうか。それとも、第1回が終了したら、8月以降に通知されるのでしょうか。 事業スケジュールにも関わりますので、お知らせ頂ければと思います。	第1回、第2回それぞれ通知します。第1回の公募期間が終わった段階で第1回分の選定を実施します。その後、第2回の公募期間が終わった段階で第2回分の採択結果を通知します。
6	事業内容全般について	公募期間の第1回と第2回で採択予定件数の割り振りは決まっていますか。 第1回で不採択となった場合、内容を修正して第2回に再申請することは可能ですか。	第1回と第2回の採択件数の振り分けは設けていません。全体の採択予定件数の範囲の中で審査を行い、提案内容に応じて採択数が決まります。なお、第1回、第2回の審査基準は同一の内容です。 また、原則として申請主体として申請する件数は1件としております(公募要領4④)ため、第1回で不採択となった場合、同一内容による第2回への再申請は想定されません。
7	事業内容全般について	外部専門家による支援は、統括運営機関のご判断で実施されるのでしょうか。教育機関側で必要と判断した場合に実施されるのでしょうか。	採択後に課題や希望をヒアリングし、統括運営機関より専門家の支援を提供いたします。また、教育機関側からのご提案も可能です。
8	申請要件について	日本語学校が申請主体として参加予定です。連携先の団体が別の補助金を受けていますが、当校は類似事業での補助金はうけていません。この場合事業への参加は可能でしょうか。	日本語学校の連携先の団体が補助金を受けていても本事業への参加は可能です。ただし連携先が他の補助金を受けている場合、本事業の経費などが重複されていないことが分かる状態で企画提案書にて提示いただく必要がありますので、ご注意ください。
9	申請要件について	「留学」のみ認定申請予定の日本語学校も申請が可能でしょうか。	本事業の目的は出口志向のカリキュラムデザインと教育改善であり、そのモデルを普及するために意欲ある日本語教育機関を公募しています。そのため、分野の限定はしておらず、「留学」「生活」「就労」どの分野も応募可能です。

10	申請要件について	留学の課程の認定をうけた認定日本語教育機関ですが、育成就労の日本語講習を見据えたカリキュラム開発での申請は可能でしょうか。	留学の認定校であっても、育成就労を見据えた日本語講習をはじめとする就労分野に関連するカリキュラム開発としての申請は可能です。
11	申請要件について	留学の課程の認定を受けた認定日本語教育機関ですが、カリキュラムは文科省に認定申請時に提出したものから完成年度まで原則変更ができないことが前提の認識ですが、申請は可能でしょうか。	認定済みのカリキュラム等を用いて事業に参画されることも可能です。ただし、認定課程内では認定を受けた教育課程の運用が求められるところ、試行や改善などのプロセスを行う場合にはその点ご留意ください。また教育課程の変更がある場合には認定制度上の変更申請を行う必要がある場合がありますこと、ご了承ください。
12	申請要件について	カリキュラム開発、授業実施は登録日本語教員の有資格者に限りますか。また、登録日本語教員の有資格者や告示校の要件を満たす教員であることなど、日本語教員の資格の有無や種類等の違いで、参加資格の条件や発生費用の制限等はあるでしょうか。	登録日本語教員有資格者であるかどうかは本事業への応募条件には含まれません。 一方で本事業は事業終了後も継続的な実施を求めており、認定の教育課程を本事業におけるモデルとし、その教育課程を継続実施する場合には、経過措置終了後は登録日本語教員有資格者による実施が想定されます。そのため、本事業活用中においても、登録日本語教員の活用を前提とした体制構築が必要となりますので、ご留意ください。
13	申請要件について	日本語教育機関です。「日本語教育を扱う民間団体」が主体となり、企業や連携可能な公的団体等と連携できれば、申請可能でしょうか。	申請は可能ですが、カリキュラム編成・質向上を担う役割となる団体は既に認定を受けた認定日本語教育機関が令和10年度までに認定日本語教育機関の認定申請をする予定である必要がありますので、ご留意ください。
14	申請要件について	一つの学校法人に、複数の学校がある場合、申請主体は「学校法人として申請」「学校ごとに申請」、どちらも可能でしょうか。	一律の規定は設けていませんが、申請主体として申請できる件数は原則1件としておりますので、その旨ご留意の上ご検討ください。
15	連携体制について	当校は認定日本語教育機関です。連携先に特に制限はないとのことですが、たとえば同じ学校法人内の高等学校との連携も可能でしょうか。	連携先については、申請者が取り組む内容（例えば各課題解決に向け、ニーズ把握や調査、課題整理等）を可能とする体制であることが必要です。この趣旨に沿うものである場合には連携先として位置付けることは可能です。
16	連携体制について	認定申請を予定している告示校が申請する場合、連携先として、母体の会社やグループ会社は該当しますか。	申請者がグループ会社を連携先とする場合でも申請は可能ですが、連携先のニーズに応じた出口志向の教育カリキュラムを目指す連携であることが必要です。連携の具体的な内容が確認できない場合は評価が難しくなります。
17	委託費について	採択後人件費をどのような形で報告しますか。支払先が発行した領収書などでしょうか。	人件費については、原則として、人件費単価を計算したもの及び勤務実績(日報・タイムカード等)等をご提出頂く予定です。また精算にあたり、勤務実績以外に、給与支払の記録に関連する証憑類をご提出頂き、審査を実施の上、人件費の計上を認めていく形となります。ご提出頂く書類は申請主体が採用する人件費算出手法によって異なりますので、公募要領別添と別紙2_根拠資料をご確認の上、ご対応ください。
18	委託費について	①連携モデル公募要領P.6「9. その他」(8)に「文部科学省委託業務実施要領及び経費計上の留意事項等を遵守すること」と記載がありますが、どこを見れば良いか資料をご提示いただけますでしょうか。 ②印刷製本費の経費計上は可能でしょうか。	①文部科学省委託業務実施要領及び経費計上の留意事項等について、公募要領の別添に網羅されていますので、別添をご参照下さい（P7からになります。） ②印刷製本費の経費計上は可能です。公募要領の別添P16をご参照下さい。
19	成果物について	「成果利用承認申請」は年度ごとに申請でしょうか。 もしくは一度承認されたものは、その後はずっと利用可能でしょうか。	成果利用申請の内容によります。例えば単発で実施する研修やセミナー等で使うという内容であればその都度申請していただく必要があります。学校の教育課程で使用するという場合は長期の使用が想定されます。申請し、承認された内容に基づいてご対応いただくこととなり、必ずしも年度に縛られるものではありません。
20	成果物について	著作権が文部科学省に帰属するという点について、編成したカリキュラムそのものが成果物となるのでしょうか。その場合、事業終了後、日本語教育機関において学校独自のカリキュラムとして活用できるのでしょうか。また、どの程度内容は公開されるのでしょうか。	編成したカリキュラムそのものも成果物の一部となりえます。事業終了後にご活用される場合は成果利用の承認が必要になります。文科省に申請の上、承認後に利用していただく形となります。また、成果物としてご提出いただいたものは基本公表前提でお考えいただければと思います。

21	成果物について	「留学」と「就労」の課程に認定申請予定の日本語学校です。また、就労者への日本語教育についても数十年の実績があります。今回の申請を行う場合、ノウハウを提供することになると思いますが、この事業後も当校でもカリキュラムや内容を活用することはできるでしょうか。また、カリキュラムなどに認定申請に係る内容も出てくると思われますが、重複する内容を認定校申請の内容としても問題ないでしょうか。著作権が文部科学省に帰属することで、もともと保有している著作物なども使用できなくなることがあると、申請が難しいと感じています。	本事業の成果物の著作権は、今回の事業趣旨であるカリキュラム編成及びその過程のモデル化であることを鑑み、文部科学省に帰属することとしています。ただし、成果利用承認申請書を文部科学省に提出し、その承認を得れば事業期間終了後にも使用することは可能であり、申請主体における当該カリキュラムの利用を制限する趣旨のものではありません。（公募要領9（7）参照）なお成果物として提出を求めるものは、カリキュラム等の改善についての具体の取組やそのプロセス等を示す資料、教育カリキュラム概要、普及・活用のための資料等を含むことが想定されていますが、事業内容に応じて全体統括機関と相談の上、ご提出いただく想定です。認定校申請との関係に関しては、これから申請予定のカリキュラムに関して、この事業でご提出いただくものと重なる点は問題ありません。ただし、この事業に採択されたことや、この事業の中で作成いただいたカリキュラムであることを理由に、認定基準を満たしていると判断し認定されるということではないため、その点ご留意ください。
22	成果物について	公募条件等に継続して実施することが必須とありましたが、他方で著作権などは全て文科省に帰属すること、次年度以降の実施にあたってはその文科省に著作権があるものを自社が自由に活用していいという理解でよろしいでしょうか。	次年度以降活用する場合には文科省から成果利用の承認が必要になります。
23	成果物について	事業の成果物として提出することは理解できますが、本案件を継続するということが条件でもあります。事業終了後、継続していく中で成果物の修正も可能性としてあるかと思いますが、その場合、どのような影響がありますか。	成果物の改善・修正は可能と考えます。事業終了後、文部科学省までご相談ください。
24	その他	申請までの時間が短く、十分な検討ができないため、今年は申請を見送りたいですが、来年度以降も継続予定でしょうか。	補正予算による事業であるため、継続の予定はありません。
以下追加質問事項（7月23日追記）			
25	成果物について	今回作成したカリキュラム等の成果物は、他の日本語教育機関などにも広く利用いただく形になりますか。 成果利用承認申請書を作成すれば、誰でも利用可能となるイメージでしょうか。 あるいは認定日本語教育機関のみが対象になるのでしょうか。 今回作成したカリキュラムなどプロジェクトの実績については、HPなどで広報活動等に活用することは問題ないでしょうか。	本事業の成果物は広く日本語教育機関に活用されることを前提としており、シンポジウムの開催による周知や文部科学省ホームページでの公開が予定されています。一方、閲覧にとどまらず成果物を利用する場合は、原則、どのような機関であっても成果利用承認申請が必要であり、利用の可否は申請内容に応じて文部科学省が判断します。 なお、成果物を作成した機関において、受託実績自体を公表いただくことや、成果物の公開自体を行うことは問題ありませんが、成果物としてご提出いただいたものを使用する場合には、成果利用申請が必要になります。